

美唄市地球温暖化対策実行計画 (第4期計画)

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画
(2023年度～2027年度)

2023年4月
美唄市

目 次

はじめに	1～2
------	-----

第1章 実行計画策定の背景

1 地球温暖化問題	3
2 国際的な動きと我が国の対応	4
3 日本における温室効果ガス排出量の現況について	5
4 実行計画の策定	6

第2章 実行計画の概要

1 計画の目的	7
2 計画の期間	7
3 計画の対象とする事務・事業の範囲	7

第3章 計画の目標と排出実態について

1 市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減目標	7
2 美唄市の事務・事業からの温室効果ガス排出量と削減量	7～11

第4章 市が率先して行動する取組項目

11～13

第5章 実行計画の推進と点検・評価

1 計画の推進・点検体制について	14
2 検討会議の構成	14
3 点検結果の公表について	14

はじめに

現在、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が、バランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇しています。

2021年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書によると、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。世界平均気温は、少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続ける。向こう数十年の間に二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出が大幅に減少しない限り、21世紀中に、地球温暖化は1.5℃及び2℃を超える」としています。

この地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、既に世界的にも平均温度の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。日本においても、農作物や生態系への影響、台風、洪水等による被害などが発生しています。

地球温暖化防止に関する対策としては、1997年の地球温暖化防止京都会議（COP3）において京都議定書が採択され、先進締結国の温室効果ガス排出量の削減目標が定められ、その後、2009年の気候変動枠組条約締約国会議（COP15）では、先進国が2020年の削減目標を2010年までに提出するとしたコペンハーゲン合意、2010年のCOP16では、先進国の削減目標と途上国の削減行動に留意するとともに、その測定・報告・検証を強化するカンクン合意を採択、2011年のCOP17では、2013年以降、新たな法的文書が発効する2020年までの間もカンクン合意に従い、目標達成に関する状況について国際的審査と評価を受けることとされました。

さらに、2015年のCOP21では、途上国を含む全締約国に排出削減の努力を求める枠組みとしては世界初となる「パリ協定」が採択され、工業化以前からの世界の平均気温上昇を「2℃未満」に抑えることに加え「1.5℃未満」を目指すこと、「自国が決定する貢献」（INDC）を5年ごとに提出・更新することなどが規定されました。

日本のINDCについては、2015年の地球温暖化対策推進本部において「日本の約束草案」を取りまとめ、2030年度の削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）としました。その後、2020年10月、国として「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす」ことを宣言し、2021年6月の地球温暖化対策推進法の改正では、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけました。

また、国の「地球温暖化対策計画」（2021年10月）では、2030年度までに温室効果ガス排出量を46%削減（2013年度比）し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくという目標を示しています。

北海道では、2020年3月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す」ことを表明し、「北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）」（2022年3月）において、2021年度から2030年度までの中期目標として温室効果ガス排出量48%削減（2013年度比）とするとともに、2050年度までの長期目標として道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現を掲げています。

さらに、北海道内では、85市町村が2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています（2023年2月14日現在）。

こうした動きを踏まえ、美唄市においても、豊かな地域資源を次世代に引き継いでいくため、温室効果ガス削減の取組を推進し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ美唄市」を、2023年3月1日に表明したところです。

こうしたことから、「ゼロカーボンシティ美唄市」を目指すに当たって、美唄市の自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量の削減を行うため、削減目標を設定するとともに、具体的な取組内容を定めた「美唄市地球温暖化対策実行計画（第4期計画）」を策定します。

第1章 実行計画策定の背景

1 地球温暖化問題

地球温暖化は、人間活動によって二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加することにより、地表面の温度が上昇する現象です。

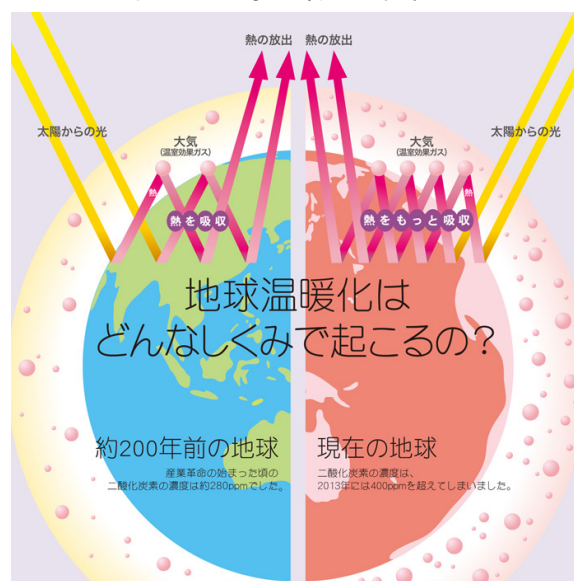
2021年に公表されたIPCC第6次評価報告書では、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

温室効果ガスの種類と特徴

温室効果ガス	地球温暖化係数	排出源
二酸化炭素(CO ₂)	1	化石燃料の燃焼など
メタン(NH ₄)	25	農業、廃棄物の埋立など
一酸化二窒素(N ₂ O)	298	燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1,430 など	エアコンや冷蔵庫の冷媒など
パーフルオロカーボン(PFC)	7,390 など	半導体の製造プロセスなど
六ふっ化硫黄(SF ₆)	22,800	電気の絶縁体など
三ふっ化窒素(NF ₃)	17,200	半導体の製造プロセスなど

図1 地球温暖化の仕組み



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター

2 国際的な動きと日本の対応

2015 年(平成 27 年)11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、C O P 21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガス的人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国という二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献(N D C)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された I P C C 「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、C O 2 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

そうした中、2020 年 10 月、日本では、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策推進法の改正では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として位置づけられ、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すこととされています。

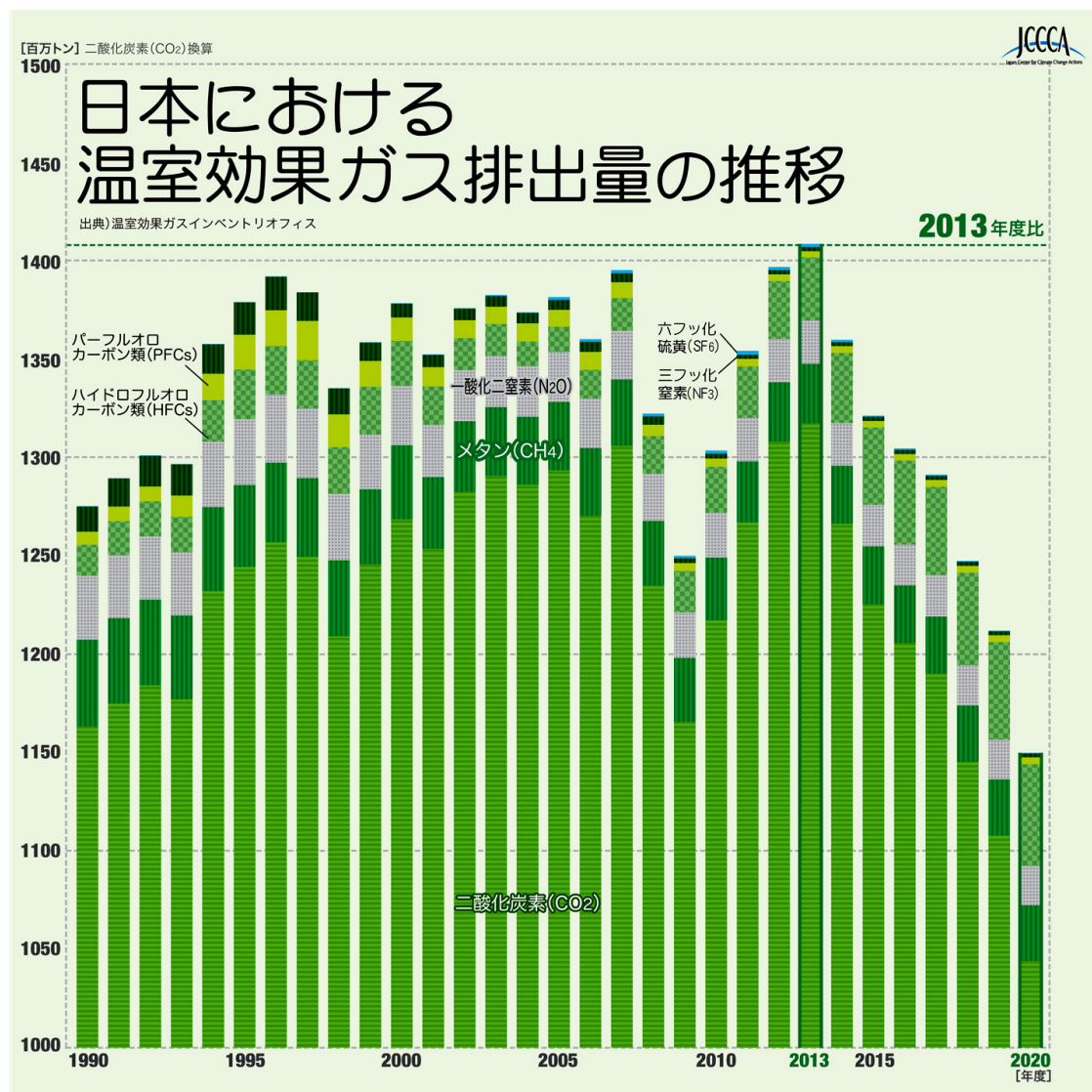
さらに、2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示されました。

3 日本における温室効果ガス排出量の現況について

日本では、2013 年に地球温暖化対策推進本部で決定した「当面の地球温暖化対策に関する方針」に従い、達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き温暖化対策に取り組み、2020 年度の削減目標については、1990 年度比 25%減としていましたが、2011 年の東日本大震災による状況の変化を受けて目標の見直しを行い、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した目標として、2005 年度比で 3.8%減とすることで登録しました。

この目標に対して、2020 年度の日本の温室効果ガス排出量については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2005 年度比 20.3%減(吸収源の貢献量含む)となり、目標を達成しています。

図2 日本における二酸化炭素排出量の推移



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター

4 実行計画の策定

法 21 条第 1 項において、地方公共団体の事務及び事業に関し、実行計画を策定するものとされています。また、同条第 15 項に基づき、実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む)を公表しなければならないとされています。

この実行計画は、地方公共団体の事務及び事業から発生する、温室効果ガスの排出量を削減するための計画であり、全職員が着実に実施・運用することが必要となります。

参考) 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条(抜粋)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

第2章 実行計画の概要

1 計画の目的

実行計画を策定し、実施・運用することによって、市内において規模の大きい経済主体である自らの事務・事業に伴って排出される、温室効果ガスの排出量を抑制することにより、市内の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与します。

また、自ら対策に取り組むことを通じて、対策実施上の課題や効果等について経験や知見が蓄積され、各家庭における排出抑制の取組に繋がるとともに、事業者や住民に対する情報提供や、助言を効果的に行うことが期待されます。

2 計画の期間

2023年度から2027年度にかけての5年間とします。

3 計画の対象とする事務・事業の範囲

美唄市が行う事務・事業が対象となり、本庁舎におけるものに限らず、上下水道、小・中学校、市立病院など、美唄市職員が直接実施するものを対象とします。事業者等に委託して行う事務・事業や、指定管理者制度導入施設は対象外とします。

なお、美唄市の所有物ではない施設であっても、美唄市職員が直接事務・事業を実施している場合は対象とします。

第3章 計画の目標と排出実態について

1 市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減目標

2026年度までに温室効果ガス総排出量を
2021年度比5%削減(2013年度比30%削減)する

内訳は、公共施設の照明LED化によるもの4.5%、その他の削減努力によるもの0.5%とします。

※本計画においては、市が行う事務・事業から主に排出される「二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素」の3物質を対象とします。

2 美唄市の事務・事業からの温室効果ガス排出量と削減量

2021年度に市の事務・事業から排出された温室効果ガスは、5,240.3t-CO₂であり、そのうち二酸化炭素が5,234.6t-CO₂(99.9%)、メタンが0.7t-CO₂(0.0%)、一酸化二窒素が5.0t-CO₂(0.1%)です。

第3期計画においては、2022年度までに温室効果ガスを、2016年度よりも5%削減することとしており、2021年度は19.5%の削減となり、目標達成となりました。

目標を上回る削減となった要因としては、市役所本庁舎の照明や街路灯をＬＥＤ化したこと、また、市内の小中学校の閉校（第３期計画期間中、小学校３校、中学校２校が閉校）などに伴い総排出量が大きく減少したものと考えられます。

表１ 第３期計画期間における温室効果ガスの排出量と目標達成度（ガス別）

（単位：t-CO₂）

種 別	基準年(2016)	2020年度 〔基準年比〕	2020年度 からの増減 〔前年度比〕	2021年度 〔基準年比〕	目標値 〔基準年比〕
総排出量	6,513.5	5,800.9 〔△ 10.9%〕	△ 560.6 〔△ 9.7%〕	5,240.3 〔△ 19.5%〕	6,187.8 〔△ 5.0%〕
二酸化炭素	6,503.7	5,792.5 〔△ 10.9%〕	△ 557.9 〔△ 9.6%〕	5,234.6 〔△ 19.5%〕	6,178.0 〔△ 5.0%〕
メタン	2.5	2.4 〔△ 4.0%〕	△ 1.7 〔△ 71.3%〕	0.7 〔△ 72.4%〕	2.5 〔0.0%〕
一酸化二窒素	7.3	6.0 〔△ 17.8%〕	△ 1.0 〔△ 16.3%〕	5.0 〔△ 31.2%〕	7.3 〔0.0%〕

表3 第3期計画における温室効果ガスの排出量と目標達成度(エネルギー別)

(単位: t-CO2)

活動の区分		基準年(2016) (シェア)	2020年度 (基準年比)	2020年度 からの増減 (前年度比)	2021年度 (基準年比)	目標値 (基準年比)
合 計		6,513.5	5,800.9	-560.6	5,240.3	6,187.8
			(-10.9%)	-9.7%	-19.5%	-5.0%
二酸化 炭素	A重油	2,544.9	1,951.7	-54.9	1,896.8	2,392.3
		(39.1%)	(-23.3%)	(-2.8%)	(-25.5%)	(-6.0%)
	電気	3,221.9	3,078.5	-499.5	2,579.0	3,093.1
		(49.5%)	(-4.5%)	(-16.2%)	(-20.0%)	(-4.0%)
	ガソリン・軽油	212.2	273.3	76.2	349.5	203.8
		(3.3%)	(28.8%)	(27.9%)	(64.7%)	(-4.0%)
	灯油	494.7	469.8	-85.9	383.9	459.1
		(7.6%)	(-5.0%)	(-18.3%)	(-22.4%)	(-7.2%)
	都市ガス・LPG	29.9	19.3	6.2	25.5	29.7
		(0.5%)	(-35.5%)	(31.9%)	(-14.9%)	(-0.7%)
	小 計	6,503.7	5,792.5	-557.9	5,234.6	6,178.0
		(99.8%)	(-10.9%)	(-9.6%)	(-19.5%)	(-5.0%)
メタン	自動車の走行	0.2	0.3	-0.1	0.2	0.2
		(0.0%)	(50.0%)	(-17.9%)	(23.2%)	(0.0%)
	浄化槽	2.3	2.1	-1.7	0.4	2.3
		(0.0%)	(-8.7%)	(-78.9%)	(-80.8%)	(0.0%)
	小 計	2.5	2.4	-1.7	0.7	2.5
		(0.0%)	(-4.0%)	(-71.3%)	(-72.4%)	(0.0%)
一酸化 二窒素	自動車の走行	6.0	5	-0.2	4.8	6.0
		(0.1%)	(-16.7%)	(-3.6%)	(-19.7%)	(0.0%)
	浄化槽	1.3	1	-0.8	0.2	1.3
		(0.0%)	(-23.1%)	(-79.4%)	(-84.2%)	(0.0%)
	小 計	7.3	6.0	-1.0	5.0	7.3
		(0.1%)	(-17.8%)	(-16.3%)	(-31.2%)	(0.0%)

第 4 期計画においては、2026 年度までに市の事務・事業から排出される温室効果ガスを、前項の目標により **4,978.3 t-CO₂(削減量 262 t-CO₂)**とします。

内訳は、二酸化炭素 4,972.6 t-CO₂(削減量 262.0 t-CO₂)、メタン 0.7 t-CO₂(削減量 0 t-CO₂)、一酸化二窒素 5.0 t-CO₂(削減量 0 t-CO₂)です。

表 3 美唄市の事務・事業からの温室効果ガス排出量と削減量

(単位：t-CO₂)

種 別	2021 年度 (実績)	2026 年度 (目標)	削減量	削減率
総排出量	5,240.3	4,978.3	262.0	5.0%
二酸化炭素	5,234.6	4,972.6	262.0	5.0%
メタン	0.7	0.7	0	0%
一酸化二窒素	5.0	5.0	0	0%

表 4 活動の区分ごとの排出量と削減率

(単位：t-CO₂)

活動の区分		2021 年度	2026 年度	削減率
二酸化炭素	A 重油	1,896.8	1,881.1	0.8%
	電気	2,579.0	2,343.2	9.1%
	ガソリン・軽油	349.5	338.9	3.0%
	灯油	383.9	383.9	0.0%
	都市ガス・LPG	25.5	25.5	0.0%
	合 計	5,234.6	4,972.6	5.0%
メタン	自動車の走行	0.3	0.3	0.0%
	浄化槽	0.4	0.4	0.0%
	合 計	0.7	0.7	0.0%
一酸化二窒素	自動車の走行	4.8	4.8	0.0%
	浄化槽	0.2	0.2	0.0%
	笑気ガス(麻酔剤)	0.0	0.0	0.0%
	合 計	5.0	5.0	0.0%
合計		5,240.3	4,978.3	5.0%

参考) 美唄市役所本庁舎における温室効果ガス排出量の推移について

美唄市役所本庁舎において、2021 年度における電気、都市ガス、A 重油からの温室効果ガス排出量は、2016 年度と比較して 60.0 t (16.7%) 減少しています。

排出量の減少要因としては、来庁者の快適性の向上と職員の適切な健康管理のため、冬季の暖房時間を増やしたことによる A 重油からの CO₂ 排出量が増加した一方、全館の照明を LED 化したことによる電気からの排出量が増加分を上回ったため、全体として排出量が減少となったものと考えられます。

表 5 本庁舎からの温室効果ガス排出量と削減量

(単位: t-CO₂)

	2016 年度	2021 年度	削減量	削減率
電気	220.9	150.2	70.7	32.0%
都市ガス	6.9	3.4	3.5	50.7%
A 重油	132.1	146.3	-14.2	-10.7%
合計	359.9	299.9	60.0	16.7%

※削減量及び削減率の「-(マイナス)」は、排出量が増加していることを表す

第 4 章 市が率先して行動する取組項目

美唄市が率先して行う具体的な取組として、職員一人ひとりがとるべき行動(43 項目)を次のとおり定めます。

(1) 電気使用量の削減

- ① 始業時間前及び昼休みは照明機器を点灯しない。窓口及び窓側の照明も支障のない限り消灯する。
- ② 会議室、トイレ、給湯室は使用時のみ点灯する。
- ③ 事務の能率化を図り、時間外勤務を削減する。
- ④ 時間外勤務時には、必要な場所のみを点灯する。
- ⑤ パソコン、コピー機等の OA 機器を長時間使用しないときは、電源オフを徹底する。
パソコンは、短時間でも席を離れる際は、省電力機能(スタンバイモード)を活用する。
- ⑥ 退庁時には、OA 機器の主電源、電気製品、照明等を確実に止める。
- ⑦ 職員は、特別な事情がある場合を除いてエレベーターの使用を禁止する。
- ⑧ 個人機器(携帯電話等)の充電等のための電気使用を禁止する。
- ⑨ 白熱電球を交換する際は、LED 電球を使用する(白熱電球比約 20%の消費電力)。
- ⑩ 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。

(2) 水道使用量の削減

- ① 蛇口の開閉をこまめに行い、水の流しっぱなしをやめる。
- ② 事務机等の拭き掃除や、公用車の洗車の頻度に配慮する。

(3) 重油、灯油使用量の削減

- ① 冬期間は上着を着るなど、ウォームビズを実施する。
- ② 使用していない部屋は、暖房を止める。

(4) ガス使用量の削減

- ① 給湯器の使用は、点火時間と湯温に配慮し、必要最小限とする。
- ② ガスレンジを使用時は、火が鍋底から飛び出ない火力とする。

(5) 自動車燃料使用量の削減

- ① 経済速度での走行を心がける。
- ② 公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、駐停車したときも、こまめにエンジンを切る(アイドリングストップ)。
- ③ 急発進・急加速をしない(発進は時速 20 km までに 5 秒以上かける)。
- ④ 不用な荷物は積載しない。
- ⑤ 車両を整備・点検し、タイヤの空気圧を適正に保つ。
- ⑥ 公用車を購入またはリースする場合は低燃費・低公害の車を選定する。
- ⑦ 近距離で荷物が少ない場合は自転車を利用する。

(6) 用紙類の使用量の削減

- ① 両面コピーや両面印刷を徹底する。
- ② ミスコピーを防止するため、コピー機使用後は必ずリセットキーを押す。
- ③ 文書は簡潔によくまとめ、A4 判に合わせた文書のスリム化を図る。
- ④ 資料は必要最小限の部数の作成にとどめる。
- ⑤ ファイリング等を適正に行うことで共有化を図り、文書・資料の個人保管をしない。
- ⑥ 文書は電子メール及び公文書情報提供システムを活用することにより、ペーパーレス化を図る。
- ⑦ ミスコピーした用紙は支障のない限り裏面を再利用する。
- ⑧ 行政機関等に文書を発送する際は、使用済封筒の再利用に努める。

(7) 廃棄物の削減とリサイクルの推進

- ① ごみは、分別を徹底して排出する。
- ② チラシなどは、希望者以外の席には配布しないよう業者に依頼する。
- ③ 物品を購入する際は、必要最小限の数量のみ購入し、過剰包装を断る。
- ④ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。

(8) 施設整備の改善等

- ① 公共施設の照明のＬＥＤ化を推進する。
- ② 施設を整備・改修する際は、環境に配慮した工事を実施するとともに、太陽光・雪エネルギー等自然エネルギーの活用など、環境負荷低減への配慮も検討する。

(9) 温室効果ガスの吸収源対策

- ① 市有林の適切な維持管理に努めるとともに、施設の緑化を推進する。

(10) 環境負荷の少ない事務用品の購入

- ① 物品類(事務用品、用紙類、備品類)は、「グリーン購入法」に基づき環境への負荷の少ない製品を購入するよう努める。
- ② 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。

(11) 職員の環境保全に関する意識の高揚

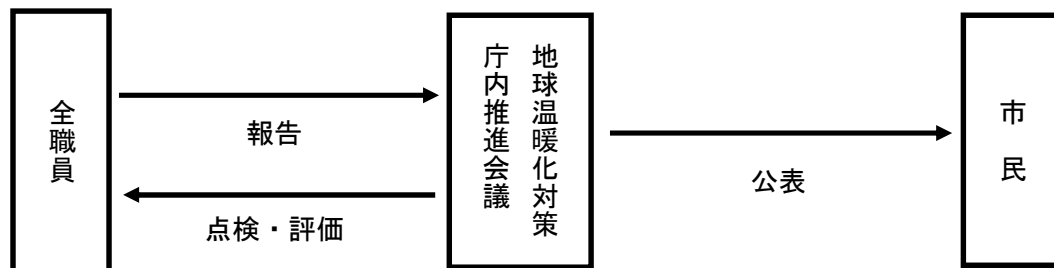
- ① 環境に関する研修や講演会等に積極的に参加する。
- ② 清掃活動等のボランティア活動に積極的に参加する。
- ③ 積極的に環境情報を収集・提供し、環境に関する意識の向上を図る。

第5章 実行計画の推進と点検・評価

1 計画の推進・点検体制について

実行計画を全職員が着実に実施・運用するため、「地球温暖化対策庁内推進会議（以下「推進会議」という。）」を組織し、実行計画を推進するための体制を整備します。

推進会議においては、実行計画に掲げた目標の達成に向けて、率先取組項目の実施状況と温室効果ガス排出量を取りまとめて点検・評価することとします。



2 推進会議の構成

(1) 推進会議は次の者をもって構成します。

- | | |
|------------------|----------------------|
| a 市民部生活環境課長 | b 市民部生活環境課環境係長 |
| c 総務部総務課総務係長 | d 保健福祉部地域福祉課地域福祉係長 |
| e 恵風園・恵祥園総務係長 | f 経済部経済観光課商工労働係長 |
| g 経済部農政課農務係長 | h 都市整備部都市建築住宅課都市建築係長 |
| i 会計課出納係長 | j 病院事務局管理課主査 |
| k 議会事務局総務係長 | i 農業委員会事務局農業振興係長 |
| m 選挙管理委員会事務局選挙係長 | n 監査事務局監査係長 |
| o 教育委員会学務課学校教育係長 | p 消防本部総務課庶務係長 |

(2) 事務局は市民部生活環境課環境係とします。

3 点検結果の公表について

法第21条第15項において毎年一回、実行計画に基づく措置の実施状況を公表することが義務づけられています。

よって毎年、取組項目の実施状況及び温室効果ガスの排出量を把握し、削減目標値との比較を行うなど評価を行い、公表することとします。